展示コーナーGALLERY 運用基準

（目　的）

・滋賀県内に事業所のある中小企業の自社の製造品、特産品、新製品、新サービス、新技術等の展示を行うことにより、自社 PR、販路拡大、技術交流等の促進を図ります。

（概　要）

・展示期間　：　原則１ヶ月間（最長２ヶ月間まで）

・展示時間　：　平日の午前９時から午後５時まで
（休日は、土日、祝日、年末年始およびプラザが定める日）

・搬入・搬出：　搬入および搬出は、プラザ職員の立ち合いのもと、使用者が行ってください。

・広さ（面積）：約 50 平方メートル（7m×7m 程度）　　天井 3.45m

・備　品　：　可動パーティション、ハンガーセット、フック、展示台、サインスタンド、イベントスタンド、ショーケース、フライヤーラック等

・使用料　：　無　料

・運　営　：　管理人・案内人は設置せず、展示品の破損、汚損、滅失の責は一切負いません。

・汚損・滅失：展示コーナー内のフロア、壁、備品等の汚損、滅失をした場合は、原状回復もしくは費用弁償していただきます。

・備考　　：出展者はコラボしが 21 の駐車場を利用可能です。展示コーナーへの来訪者はコラボしが 21 の駐車場の利用は不可であるため、展示を広報される際は近隣の有料駐車場を利用するよう周知ください。

（申請受付）

・使用申請書、展示内容資料を（公財）滋賀県産業支援プラザ理事長宛に提出することによって、申請受付とします。

・申請は、随時受付します。（郵送可）

（展示承認）

・申し込まれた内容を審査し、プラザが展示に相応しいと認めた場合、展示することができます。

（展示内容）

・滋賀県内に事業所のある中小企業の自社の PR、販路拡大、技術交流など、ビジネス拡大の意図をもった展示内容としてください。

付　則

この基準は、平成２２年４月１日から適用します。

この基準は、平成２５年５月１日から改定適用します。

この基準は、平成２９年１２月１５日から改定適用します。

この基準は、令和２年６月１日から改定適用します。
この基準は、令和４年６月１日から改定適用します。
この基準は、令和５年４月１日から改定適用します。